

<対象> 要支援・要介護認定を受けている方、身体障害者手帳をお持ちの方

バリアフリー工事にかかる費用の一部を助成します (神戸市住宅改修助成制度のご案内)

高齢者や障害者の方が住みなれた自宅で安全に、快適に暮らせるように、作業療法士や建築士などの専門チームが、対象者のご自宅を訪問して、身体状況に応じた住宅改修計画を作成し、工事費用の一部を支給します。

【対象者・対象工事】

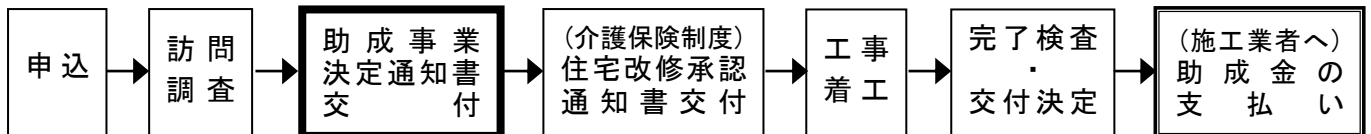
- ◎介護保険の要支援・要介護認定を受けた方や、身体障害者手帳をお持ちの方が対象です。
- ◎新築・建替えや、増改築、既設の破損・老朽化を理由とした取替・修繕等は、対象外です。
- ◎原則として、1世帯につき1回限りご利用いただけます。

【所得要件】

世帯構成員のうち生計の中心となる方の前年分の総所得金額が600万円(給与以外に収入がない場合は給与収入で800万円)を超える世帯は、この制度をご利用いただけません。

- ※ 生計の中心となる方とは、世帯構成員の中で前年分の総所得金額が最も高い方です。
- ※ 住民票のうえでは世帯を分離していても現に同居している方については、すべて同一世帯構成員とみなします。

【手続きの流れ】(詳しくは内側ページをご覧ください)



《ご注意》

- ※ 事前申込みが必要です。工事着工後のお申込みはできません。
- ※ 「神戸市住宅改修助成事業決定通知書」の交付を受けてから、施工業者に連絡し工事にとりかかってください。通知書の交付前に着工された場合、助成金をお支払いできません。
- ※ 介護保険住宅改修と併用される場合は、上記助成事業決定通知書の交付後、別途、介護保険住宅改修の事前承認願の申請を行ってください。
- ※ お申し込み(必要書類の提出)から決定通知書交付・工事着工まで、3か月程度かかる場合があります。

☆お問い合わせ:(一財)神戸在宅医療・介護推進財団 TEL078-743-8323

北区しあわせの村1-18住宅改修事務室(土・日・祝および年末年始は休業)

*神戸市から「神戸市住宅改修助成事業」の運営を受託して実施しています。

☆お申込み: ①要支援・要介護の認定を受けた方

…お住まいの地域のあんしんすこやかセンターへ

②身体障害者手帳をお持ちの方

…お住まいの区役所保健福祉部保健福祉課へ

③身体障害者手帳をお持ちの方のうち、65歳上又は要支援・要介護の認定を受けている方

…お住まいの地域のあんしんすこやかセンターへ

神戸市住宅改修助成制度 手続きの流れ

【お申込みの前におたずねします】

これまでにこの助成制度を利用されたことはありませんか？

この助成制度は、原則として1世帯につき1回限り利用していただける制度です。

1. お申し込み

【注意】

※申込書には必ず連絡先を記入してください。

※要支援・要介護認定の有効期間は工事完了確認時まで必要です。

※所得関係書類の追加提出をお願いすることもあります。

※(5)①、(6)については、6月以前と7月以後の申込日より、提出いただく書類の「年度・年」が異なりますので、各申込場所でご確認ください。

※申請時に(10)を提出した場合、(9)は不要です。

※「無料耐震診断」については、最終面をご覧ください。

■申込場所

- 要支援・要介護認定者 …お住まいの地域のアんしんすこやかセンター
- 身体障害者手帳所持者 …お住まいの区役所保健福祉部保健福祉課
- 身体障害者手帳を所持し、65歳上又は要支援・要介護の認定がある方 …お住まいの地域のアんしんすこやかセンター

■提出書類

【共通】

- (1)住宅改修助成事業申込書
 - (2)住宅改修助成事業申込に関する調査票
- } 申込場所でお渡ししています
- (3)①要支援・要介護認定結果が分かるもの(被保険者証等のコピー) 又は
②身体障害者手帳(コピー)
 - (4)世帯全員の「住民票」
 - (5)①世帯全員分の「市民税・県民税所得証明書」 又は
②「生活保護の適用証明書」(生活保護世帯の場合)
 - (6)所得関係書類(住民税が課税されている世帯のみ)(コピー可)
 - ①給与収入がある方…給与の「源泉徴収票」
 - ②公的年金がある方…公的年金の「源泉徴収票」※障害年金・遺族年金除く
 - ③確定申告している方…「確定申告書の控」又は「納税証明書」(その①、②)
 - (7)施工業者が作成した現状の間取図、希望工事概要図

【戸建て住宅の場合】

- (8)耐震診断確認シート(神戸市住宅改修助成事業様式)
- (9)建築年月、建物の構造が確認できる書類(①②③のいずれかひとつ)
 - ①建築確認通知書(写)、②検査済証(写)、③固定資産課税台帳登録事項証明書
- (10)昭和56年5月以前着工の戸建住宅などは、耐震診断結果の書類が必要

【公営住宅の場合】

- (11)訪問調査後、改修計画が決まってから、模様替え申請承諾書(コピー可)を神戸在宅医療・介護推進財団へ提出。ただし、提出いただくまでは決定通知・工事着工ができませんので、ご注意ください。

■施工業者について

事前に施行業者を決めてください。訪問調査の日時を調整するため、神戸在宅医療・介護推進財団より申請者、施工業者にお電話いたします。

※どのような業者に工事を頼めばよいか分からない場合は、「すまいるネット」に相談すれば、業者選びを手伝ってもらえます。

すまいるネット:電話 078-647-9900、10時~17時、水・日・祝日定休

2. 聞き取り調査、日程調整

神戸在宅医療・介護推進財団に書類が届き次第、順次、お電話で聞き取り調査をします。

ア. 神戸在宅医療・介護推進財団より電話による聞き取り調査を行います。申込み時にお書きいただいた調査票、図面をもとに、作業療法士等が対象者の身体状況、改修希望箇所を聞き取ります。

※段差解消機、階段昇降機、リフト等の設置工事に関してもご相談ください。(施工業者にも訪問調査時に立ち会いをしていただきます。)



<p>3. 訪問調査 神戸在宅医療・介護推進財団が訪問調査を行い、ご本人、ご家族、施工業者とともに工事内容の打合せをします。</p>	<p>住まいの改良相談員(作業療法士等、建築士、社会福祉士等)がお伺いし、施工業者の立会いのもと、対象者の身体状況や家屋の現況をもとに工事計画書を作成し、申請者の同意のうえで工事内容を決定します。 ※訪問時間は2時間程度です。 ※対象者の身体状況、家屋の状態を調査した結果、助成対象外になる工事もあります。</p>
---	---



<p>4. 見積もり 施工業者が見積書を作って提出します。</p>	<p>3で作成した計画書に基づいた見積書を、訪問調査時にお渡しする神戸市の様式で施工業者が作成し、申請者の了解を得たうえで、住まいの改良相談員の建築士に提出します。</p>
--	--



<p>5. 見積もり確認 神戸在宅医療・介護推進財団が見積書の確認をします。</p>	<p>提出された見積書の内容や金額を住まいの改良相談員が確認します。不備等があれば、施工業者に対し、修正を指示します。</p>
---	---



<p>6. 決定通知書の交付 神戸市が「助成事業決定通知書」を交付します。施工業者に連絡して、着工日を決めてください。 ※申し込みから決定通知の交付・工事の着工まで、3か月程度かかります。</p>	<p>神戸在宅医療・介護推進財団から電話連絡のうえ、「神戸市住宅改修 助成事業決定通知書」を送付しますので、申込者が直接、施工業者と相談し、着工日を決めてください(施工業者にも、通知書(写)を送付します)。 【注意！】通知書が交付されるまでに着工した場合、助成金は支払われません。 【注意！】介護保険の対象となる工事がある場合には(受領委任払い・償還払いにかかわらず)、工事着工前に「介護保険住宅改修事前承認願書」等を区役所に提出し「住宅改修承認通知書」の交付を受ける必要があります。</p>
---	---



<p>7. 工事の着工</p>	<p>施工業者に、工事箇所(施工前)の写真を撮影してから、工事を始めてもらってください。</p>
------------------------	--



<p>8. 工事の完了</p>	<p>施工業者が、「工事完了届」や、工事箇所(施行前・施工後)の写真などの必要書類を提出します。</p>
------------------------	--



<p>9. 完了検査</p>	<p>住まいの改良相談員の建築士が、写真確認か現地確認のいずれかの方法により工事の完了を確認します。 どちらの方法による場合でも、あらかじめ申請者に連絡をします。</p>
-----------------------	---



<p>10. 交付決定</p>	<p>助成金額を決定し、神戸市が申請者と施工業者の両方に「神戸市住宅改修助成事業助成金交付決定通知兼計算内訳書」を送付します。</p>
------------------------	---



<p>11. 助成金支払 神戸市が施工業者に助成金を支払います。</p>	<p>神戸市から施工業者の指定口座へ振り込みます。(受領委任払い) 申請者は、自己負担金のみ施工業者へ支払ってください。 【注意！】万一、申請者が助成金相当額を含めた工事代金を施工業者に支払い、後に精算をめぐりトラブルが生じても、神戸市は一切関知しませんので、あらかじめご承知おきください。</p>
---	---

無料耐震診断について

※昭和 56 年 5 月以前に着工された住宅などの場合に、耐震診断書の提出が必要です。

- 耐震診断が必要な場合は、「すまいるネット」に無料診断を申し込んでください。無料耐震診断を受けられない建物もあるので、「すまいるネット」にご確認ください。
- 診断を受けられない場合、「耐震診断書提出対象外報告書」を提出してください。
- 耐震診断結果が発行されるまでは、「誓約書①」又は「誓約書②」を提出してください。賃貸の場合、これらの書類の取得に係る建物所有者の同意書が必要です。

すまいるネット:電話 078-647-9900、10 時~17 時、水・日・祝日定休

いくら助成金をもらえるの？

助成金額はどのように計算されます(計算の一例です)

改修箇所	工事金額合計(A)	助成対象工事金額(B)
浴室・洗面所 便所 玄関 廊下・階段 居室 台所	工事金額 134 万円 ※改修箇所毎の限度額はありません。	助成対象 最大 100 万円 (介護保険 20 万円含む) (助成最大 80 万円) ※「訪問調査により決定した改修工事」 にかかる費用を助成します。
計	134 万円	100 万円

世帯区分(生計中心者の課税状況等)	助成率	自己負担率
生活保護	3 / 3	0
市民税非課税	9 / 10	1 / 10
所得税非課税・市民税均等割課税	9 / 10	1 / 10
所得税非課税・市民税所得割課税	2 / 3	1 / 3
所得税課税(7万円以下)	1 / 2	1 / 2
所得税課税(7万円超)	1 / 3	2 / 3
所得 600 万円超(給与 800 万円超)	助成されません	3 / 3

【計算手順】

- ① Aの工事金額のうち、Bの対象工事を 100 万円(介護保険 20 万円含む)まで助成します。
- ② 対象工事は住まいの改良相談員が「訪問調査により決定した改修工事」とします。
- ③ 決定通知書を受け取った後、改修工事を開始してください。
- ④ ②で計算した金額に助成率(下表参照)を掛け合わせた結果が、助成金の額です。
例えば生計中心者(世帯構成員の中で前年分の総所得金額が最も高い方)の所得税額が 5 万円である世帯の場合には、最大助成金 80 万円×1/2=40 万円が助成金額となります。

◎助成制度と併用していただける無利子貸付制度(銀行貸付・市利子補給)もあります。

※貸付制度については、令和5年(2023年)12月で新規申込の受付を終了します。